

高速バス通勤・通学者定期券 購入費助成のお知らせ

潮来市への定住や、UJターン促進を目的とし、鹿島神宮—東京駅間を運行する高速バスで通勤・通学される方を対象に、定期券購入費用のうち1月あたり最大20,000円を助成します。



対象者

※いずれも18歳以上の世帯全員に市税の滞納がないことが条件です。

①新規就労者

平成28年4月1日以降に新規に就労した人で、本市に在住し、就労した日から3年さかのぼった日の属する年度以降に大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校又は各種学校を卒業し、雇用期間の定めのないフルタイム勤務をする人

②転入者

平成28年4月1日以降に本市に転入した人で、転入した日において50歳未満の人。また、転入前の1年間、潮来市に住民票を置いていなかった人で、雇用期間の定めのないフルタイム勤務をする人

③通学者

本市に在住している人で、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校又は各種学校へ通学している人

助成期間

2019年4月1日（月）～2020年3月31日（火）

助成制度を利用するには

助成制度を利用するには、**事前に申請書類の提出が必要です。**

初めてご利用される方は、申請日現在において有効な定期券の利用開始日から3ヶ月以内に申請してください。

受付開始日

2019年4月8日（月）～



申請書類

- ・申請書【様式あり】
- ・住民票謄本の写し（1ヶ月以内に発行されたもので続柄記載ありのもの）
- ・申請日現在において有効な高速バス定期券の写し（券面のコピー）
- ・完納証明書（※申請日現在18歳以上の世帯全員分）
- ・在学を証明する書類（生徒手帳または学生手帳の写し）※通学者のみ
- ・就労及び通勤手当支給額証明書 ※新規就労者・転入者のみ【様式あり】
- ・卒業証書の写し※新規就労者のみ
- ・戸籍の附票または従前の住所地の住民票の除票 ※転入者のみ

申請方法

◇直接持参（市役所2階 秘書政策課）

◇郵送（〒311-2493 潮来市辻626 潮来市役所 秘書政策課宛）

※その他請求方法等、詳しくはHPをご覧ください。お電話にてお問合せください。

【お問合せ】秘書政策課 ☎63-1111 内線213